

電子処方箋（院内処方機能） 概要案内

【病院・診療所/薬局】

令和7年2月 1.1版
厚生労働省医薬局

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.0	2025/1/22	全体	初版作成（プレ運用対応）
1.1	2025/2/5	p.4,6	軽微な文言の修正

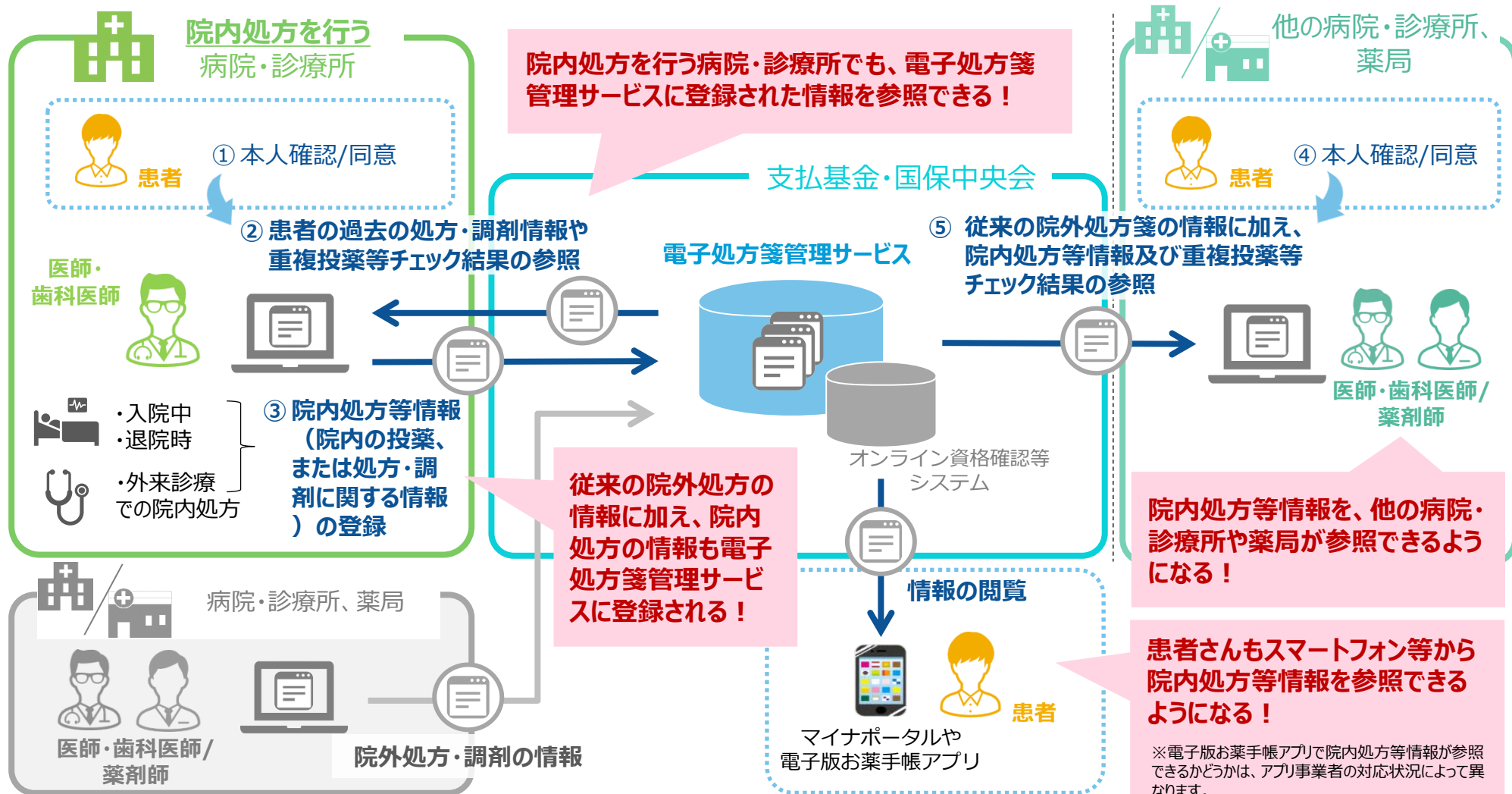
1. 電子処方箋管理サービス 院内処方機能のプレ運用について

- 電子処方箋管理サービスへの院内処方情報登録機能が令和7年1月23日に開始されますが、**運用開始当初（※）は、以下を目的とし、プレ運用を開始します。**
 - ①運用・システム面での検証及び抽出された課題への対応
 - ②好事例の収集※電子カルテ情報共有サービスの本格運用開始までの期間などを想定しています。（詳細は今後医療機関等向け総合ポータルサイト等に掲載する予定）
- 本機能の運用開始当初は、プレ運用に参加する医療機関等が院内処方機能を導入可能です。実際に**電子処方箋管理サービスへの院内処方等情報の登録が確認できた医療機関等には、厚生労働省・実施機関から運用状況の確認及びプレ運用へのご協力依頼のご連絡をさせていただきます。**

	プレ運用	本格運用
期間	令和7年1月23日～	（開始時期については、今後医療機関等向け総合ポータルサイト等に掲載予定）
概要	プレ運用に参加いただく医療機関等に限定し、 ①運用・システム面での検証及び抽出された課題への対応、 ②好事例の収集を実施。 （院内処方機能を導入した後、厚生労働省・実施機関に対し運用状況や課題についてご報告いただくこと等を想定）	（プレ運用にて各種課題への対応を行った上で、）院内処方機能を必要とする医療機関等に対して導入いただくよう周知する。

2. 電子処方箋管理サービスにおける院内処方等情報の取扱い

令和7年1月以降、院内処方を行う医療機関も電子処方箋管理サービスに処方・調剤・投薬した情報（「院内処方等情報」という。）を登録できるようになることにより、医療機関間、薬局間で、院内処方等情報を含めて、診察、処方、調剤に活用できるようになります。



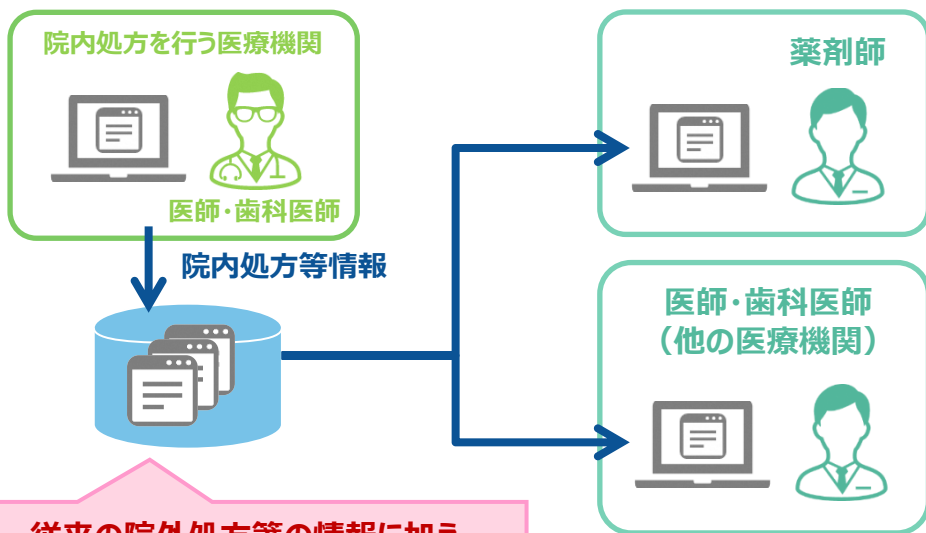
3. 電子処方箋管理サービスで院内処方等情報を取り扱うことのメリット

院内処方が中心の医療機関での導入により
他の医療機関・薬局が享受できるメリット



処方・調剤情報の充実により、 更なる地域医療連携の促進が期待できる

院外処方箋の情報に加え、院内処方の情報も転院・退院先の医療機関等へ共有されることで、**地域医療連携の促進に繋がる**だけでなく、**従来のFAXや口頭でのやり取りを効率化**することができます。



従来の院外処方箋の情報に加え、 院内処方に関する情報が拡充

- 入院患者に対する薬剤の処方・調剤・投薬
- 退院する患者に対する薬剤の処方・調剤・投薬
- 外来患者に対する薬剤の院内処方・調剤・投薬

院内処方の情報も確認でき、
患者が服用中の薬剤を幅広く
確認できるので更に安心！

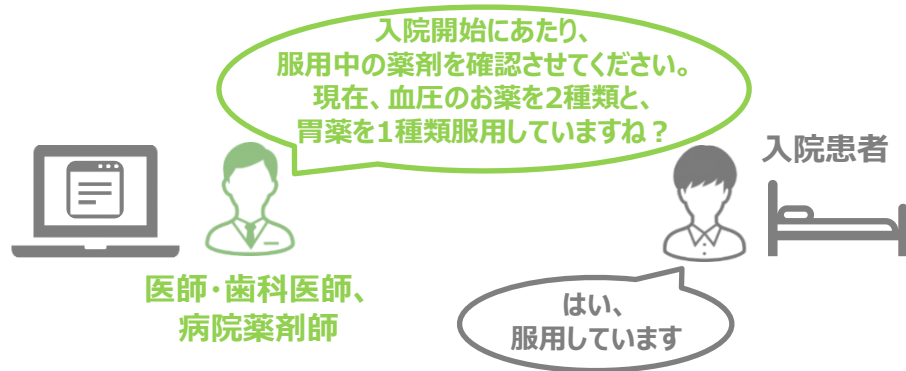
院内処方が中心の医療機関でも導入することの
メリット



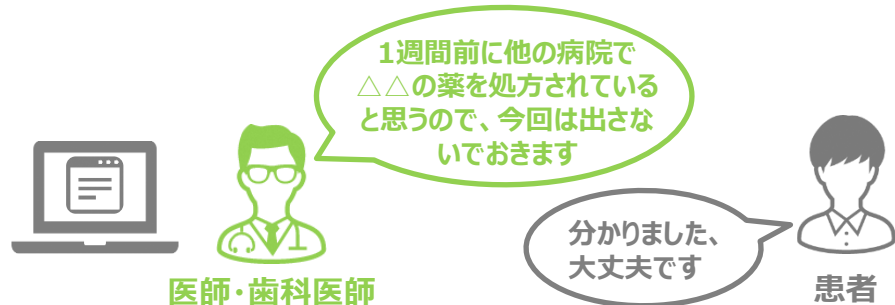
処方・調剤情報を診察や処方に活用できる

他の医療機関・薬局で処方・調剤された情報を参照することで、入院開始時の持参薬確認のプロセスを効率化できるほか、診察・処方の判断に役立てることができます。

入院時の持参薬確認が楽に！



外来患者に院内処方を行う場合も
過去の処方・調剤情報を活用！



4. Q&A

Question

Q) 院内処方機能を導入するために何から始めればいいですか？

A) まずはシステム事業者にご相談ください。どのシステムを改修するか検討し、見積を取得するところから始めていただきます。（詳細については、次ページに記載する「準備作業の手引き」をご参照ください。）

Q) プレ運用期間中はどのような対応が必要ですか？

A) 厚生労働省・実施機関への導入計画・実績や運用上の課題のご報告、定例会へのご参加などがあります。（プレ運用期間中に院内処方機能を導入した医療機関等に対し、厚生労働省・実施機関よりご連絡いたします。）

Q) 院内のどのシステムを改修することになるのでしょうか？

A) 院内処方を行う薬剤には、手術・検査等で使用する薬剤も含まれますが、電子処方箋管理サービスでは「薬物治療を目的とした薬剤」を登録いただくことを基本方針としています。
そのため、基本的には、お使いいただくシステム（電子カルテシステム、部門システム、看護支援等システムなど）の中で、当該薬剤の情報を管理するシステムを改修し、データを登録することとなります。

※ただし、薬物治療を目的とした薬剤を一概に定義することは難しく、当該薬剤情報以外も、電子処方箋管理サービスに登録することができます。詳細については、次ページに記載する「準備作業の手引き」P.13-14をご参照ください。

Q) 院内処方等情報を電子処方箋管理サービスに登録する際、電子署名は必要ですか？

A) 電子署名の付与は不要です。
※電子署名を付与しても登録可能です。

Q) 院内処方機能の導入にあたり、補助金は交付されますか？

A) 院内処方機能を導入した場合の補助金については、現在検討中です。
詳細が決まり次第お知らせいたします。

5. 院内処方機能に関する資料・問い合わせ窓口

関連資料

01 運用マニュアル



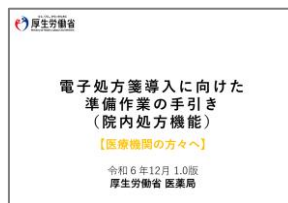
院内処方機能導入後の業務内容について解説しています。

医療機関・薬局向け
運用マニュアルは[こちら](#)



「3.運用について知りたい方は[こちら](#)」
>「①業務の流れや留意事項等について知りたい方は[こちら](#)」に掲載

02 準備作業の手引き



院内処方機能を導入するための準備作業を知りたい方向けに、導入までのステップ、開始時期の目安や留意事項等について解説しています。



準備作業手引きは[こちら](#)

お問い合わせ

01 FAQページ



- **概要**
電子処方箋に関するよくある質問とその対応方法を記載しています。
- **操作手順**
医療機関等向け総合ポータルサイトからFAQのページへアクセスして下さい。
カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。



アクセスは[こちら](#)

02 問い合わせフォーム



- **概要**
電子処方箋について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。
- **操作手順**
医療機関等向け総合ポータルサイトから問い合わせフォームのページにアクセスして下さい。

アクセスは[こちら](#)



03 コールセンター



- **概要**
専任のスタッフが電話で直接対応します。ただし、窓口の混雑時や営業時間外はチャットボットや問い合わせフォームをご活用下さい。
- **営業時間:**
平日 8:00~18:00 土曜日 8:00~16:00 (いずれも祝日を除く)
- **電話番号:** 0800-080-4583 (通話無料)